

ICT活用工事（舗装工（修繕工））試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する工事において、ICT活用工事（舗装工（修繕工））を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。また、「ICT舗装工（修繕工）」という略称を用いることがある。

（対象工事、対象工種）

第2条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））は、原則として舗装面積が 1,000m² 以上の舗装工事を対象とし、工事内容や施工条件等を勘案し、発注者が指定するものとする。

（1）対象工種

ICT活用工事（舗装工）の対象は、工事工種体系ツリーにおける次の工種とする。

工事区分	工 種	種 別
・道路維持 ・道路修繕 ・橋梁保全工事	舗装工	切削オーバーレイ工 路面切削工

（2）適用対象外

従来施工において、徳島県土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値を適用しない工事は適用対象外とする。

（3）対象規模

ICT活用工事（舗装工（修繕工））の対象規模は、（1）対象工種を条件とし、数量は第2条に記載のとおりとする。

（ICT活用工事）

第3条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））とは、次の①～⑤全ての段階（③④は選択）で示すICT舗装工（修繕工）における施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

⑤ 3次元データの納品

（発注）

第4条 ICT活用工事（舗装工）の発注は、次の方式とし、特記仕様書に試行対象工事である旨を明記するものとする。

・ICT活用工事（受注者希望型）

発注時に使用する積算基準は、ICT舗装工（修繕工）によらない従来の積算基準を用いるものとする。

（ICT活用工事の実施手続）

第5条 受注者は、第4条により発注された工事において、次の（1）又は（2）のICT施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「ICT活用工事（舗装工（修繕工））計画書」及び「ICT活用工事（舗装工（修繕工））施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に第6条～第12条によりICT活用工事を行うことができるものとする。

なお、第4条により発注された工事以外においても、契約後、受注者から次の（1）又は（2）のICT施工技術の実施希望があった場合、発注者は協議に応じることとし、受注者希望型と同様の取扱いとする。

（1）ICT活用工事（受注者希望型）

第3条に示す①～⑤の全ての段階においてICT施工技術を活用する工事

（2）簡易型ICT活用工事（受注者希望型）

第3条に示す①～⑤の内、①②⑤又は①②③⑤のいずれかの組合せでICT施工技術を活用する工事

（ICT活用工事の適用範囲）

第6条 原則、本工事の舗装工施工範囲の全てで適用するものとし、具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

（ICT施工技術の具体的な内容）

第7条 ICT施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

発注者から貸与する3次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ）を活用することを基本とする。

なお、必要に応じて受注者が3次元測量データを取得する場合又は発注者から起工測量に代わる3次元測量データを貸与できない場合は、下記1）～3）から

選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準点に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できるものとし、ＩＣＴ活用とする。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、従来建設機械による施工及び出来形管理を行う場合は断面データを作成し、３次元出来形管理を行う場合は３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和５年３月３１日国土交通省告示第２５０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

- １）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※
- ２）３次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

※ＭＣ：「マシンコントロール」の略称、ＭＧ：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

④ ３次元出来形管理等の施工管理（選択）

③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。

（１）出来形管理

３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

- １）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ２）地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3）により実施するものとする。

3）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

受注者は、①②④により作成した3次元データを工事完成図書として納品するものとする。電子納品は、徳島県CALS／ECホームページの「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」により作成するものとする。

（ICT機器類の調達等）

第8条 第7条①～⑤を実施するために使用するICT機器類は受注者が調達し、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

（関係基準）

第9条 ICT活用工事（舗装工（修繕工））を実施した場合のICT舗装工（修繕工）に関する監督・検査等は、国土交通省が発出している「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

（3次元設計データ等の貸与）

第10条 発注者が別途取得している3次元測量データ（地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いた起工測量に代わるデータ）を受注者に貸与することを基本とし、発注者は契約後の協議において「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

発注者から起工測量に代わる3次元設計データを貸与できない場合は、発注者は契約後の協議において「3次元起工測量」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

（工事費の積算）

第11条

受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により I C T 活用施工を実施する場合、I C T 活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下 1) 2) に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

1) 土木工事標準積算基準書（徳島県県土整備部）

2) I C T 活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

なお、I C T 活用について協議を行う際には、第 3 条の①～④にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

現行基準による 2 次元の設計ストック等により I C T 活用工事を発注する場合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費について見積り提出を求める。

徳島県土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

（工事成績評定）

第 1 2 条 受注者が第 5 条に示す I C T 施工技術を実施した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価（5. 創意工夫 I. 創意工夫 【施工】）において、次を評価するものとする。

（1）I C T 活用工事（受注者希望型）

- ・運搬車両・施工機械等の工夫
- ・施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫

（2）簡易型 I C T 活用工事（受注者希望型）

1) ①②③⑤の I C T 施工技術を活用した場合

- ・運搬車両・施工機械等の工夫

2) ①②⑤の I C T 施工技術を活用した場合

- ・施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫

（アンケート調査等）

第 1 3 条 受注者は、当該技術の施工に当たりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。また、施工合理化調査を実施する場合はこれに協力するものとする。

（現場見学会・講習会の実施）

第 1 4 条 受注者は、発注者から要請があった場合は、I C T 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会に協力するものとする。

(ＩＣＴ活用工事チェックリスト)

第１５条 監督員は、「ＩＣＴ活用工事チェックリスト」を用いた確認を行うこと。

(その他)

第１６条 本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

この要領は、令和７年７月１日から施行する。

補正係数の費用計上適用工種・適用外工種一覧

工種 \ 経費補正	経費補正 の対象
1) 土工1000m ³ 以上	○
2) 土工1000m ³ 未満	×
3) 砂防土工	○
4) 河床等掘削	○
5) 作業土工 (床掘工)	×
6) 付帯構造物設置工	○
7) 法面工	○
8) 擁壁工	○
8) 地盤改良工 (安定処理)	×
9) 地盤改良工 (中層混合処理)	×
10) 地盤改良工 (スラリー攪拌工)	×
11) 地盤改良工 (ペーパードレーン工)	×
12) 地盤改良工 (サンドコンパクションパイル工)	×
13) 基礎工	○
14) 河川浚渫	○
15) 舗装工	○
16) 舗装工 (修繕工)	×
17) 構造物工 (橋梁上部)	×
18) 構造物工 (橋脚・橋台)	○
19) コンクリート堰堤工	○

ICT活用工事 積算要領名称	3次元出来形管理等の施工管理										
	空中写真測 量 (無人航空 機)を用い た出来形管 理	地上型レー ザースキャ ナーを用い た出来形管 理	無人航空機 搭載型レー ザースキャ ナーを用い た出来形管 理	地上移動体 搭載型レー ザースキャ ナーを用い た出来形管 理	TS等光波 方式を用い た出来形管 理	TS(ノン プリズム方 式)を用い た出来形管 理	RTK-G NSSを用 いた出来形 管理	施工履歴 データを用 いた出来形 管理	地上写真測 量を用いた 出来形管理	モバイル端 末を用いた 出来形管理	音響測深機 器を用いた 出来形管理
土工1000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○			
土工1000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
砂防土工	○	○	○	○	○	○	○				
河床等掘削								○			○
作業土工(床掘工)	3次元出来形管理等の施工管理対象外										
付帯構造物設置工	○	○	○	○	○	○	○				
法面工	○	○	○	○	○	○	○				
擁壁工	○	○	○	○	○	○	○				
地盤改良工(安定処理)								○			
地盤改良工(中層混合処理)								○			
地盤改良工(スラリー攪拌工)								○			
地盤改良工(ペーパードレーン工)								○			
地盤改良工(サンドコンパクションパイル工)								○			
基礎工	○	○	○	○	○	○	○				
河川浚渫								○			○
舗装工		○		○	○	○					
舗装工(修繕工)					○			○	○		
構造物工(橋梁上部)	○	○	○		○						
構造物工(橋脚・橋台)	○	○	○		○						
構造物工(コンクリート堰堤工)	○	○	○	○	○	○	○				

※

※

【注意事項】

○ : 補正係数等の費用計上対象出来形管理

※土工1000㎡未満、構造物工(橋梁上部)については、管理断面及び変化点の出来形計測(従来の出来形管理)を想定しているため、面管理を実施しても費用計上は行わないこと。

補正係数の費用計上できる出来形管理手法(面管理)①

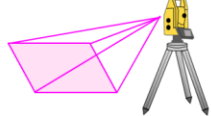
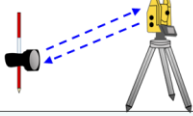
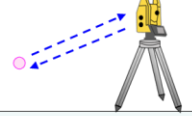
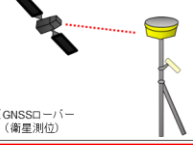
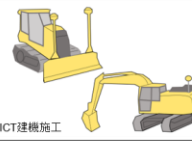
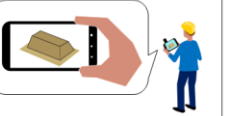
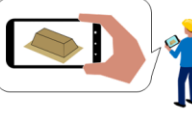
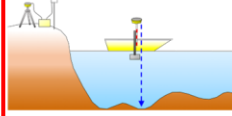
(参考資料)

【対象工種】ICT土工1000m³以上、ICT砂防土工、ICT河床等掘削、ICT河川浚渫、ICT舗装工

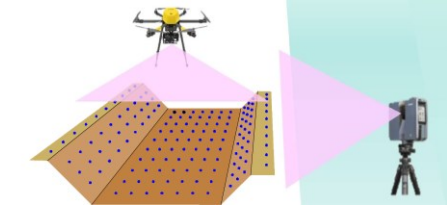
【出来形管理】出来型管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)

①出来形計測

下記3次元計測技術を用いて1点/m²以上の点密度が確保出来る出来形管理を実施(工種毎に使用できる3次元計測技術が異なります)

空中写真測量 (UAV)	地上型レーザーキャナー (TLS)	無人航空機搭載型 レーザーキャナー(UAVレーザー)	地上移動体搭載型 レーザーキャナー(MLS)
			
TS等光波方式	TSノンプリズム方式 (NTS)	RTK-GNSS	施工履歴データ
			
地上写真測量	モバイル端末を用いた 3次元計測技術	※GNSSローパー (衛星測位)	※ICT建機施工
			

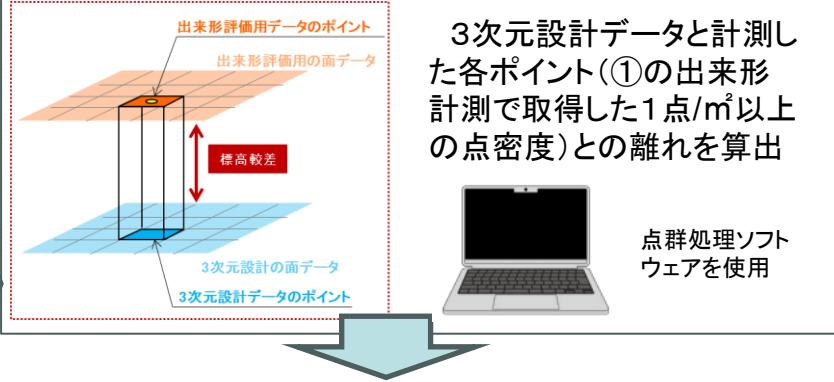
【出来形計測イメージ】
3次元計測技術を活用して
1点/m²以上の点群データを取得



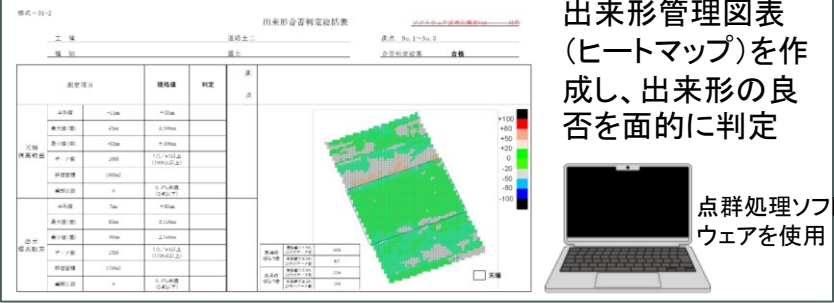
【注意事項】

- : 費用計上対象となる3次元計測技術
- 赤枠以外の出来形管理を行った場合は、いかなる場合であっても補正係数等の費用計上は行わない。

②各ポイントの離れの算出



③出来形の良否を面的に判定



対象工種において、①②③を実施し、3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理等で作成したデータを納品した場合に、補正係数等の費用計上対象となります。

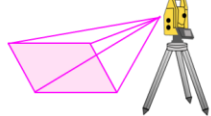
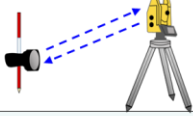
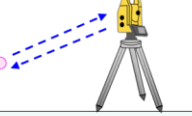
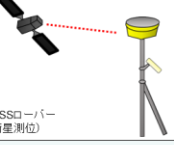
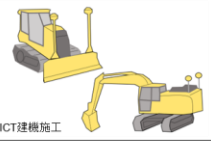
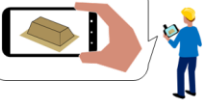
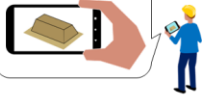
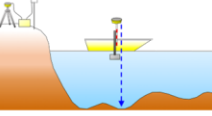
【対象工種】ICT付帯構造物設置工、ICT法面工、ICT擁壁工、ICT基礎工、ICT構造物工(橋脚・橋台)、ICTコンクリート堰堤工

①

【出来形管理】工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得して、出来形管理を実施した場合(面管理)②

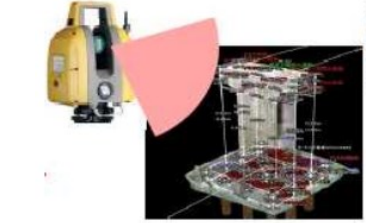
①点群データ取得

下記3次元計測技術を用いて1点/m²以上の点密度が確保出来る出来形管理を実施(工種毎に使用できる3次元計測技術が異なります)

空中写真測量(UAV)	地上型レーザースキャナー(TLS)	無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ)	地上移動体搭載型レーザースキャナー(MLS)
			
TS等光波方式	TSノンプリズム方式(NTS)	RTK-GNSS	施工履歴データ
			
地上写真測量	モバイル端末を用いた3次元計測技術	※GNSSローパー(衛星測位)	※ICT建機施工
			

【出来形計測イメージ】

3次元計測技術を活用して点群データを取得

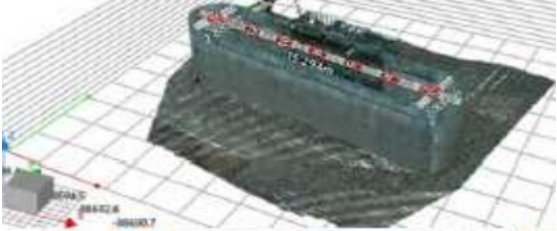


【注意事項】

- : 費用計上対象となる3次元計測技術
- 赤枠以外の出来形管理を行った場合は、いかなる場合であっても補正係数等の費用計上は行わない。

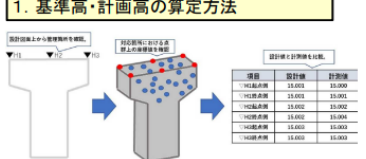
②出来形管理(構造物工(橋脚・橋台)の例)

3次元計測技術を活用して点群データを取得し、帳票作成

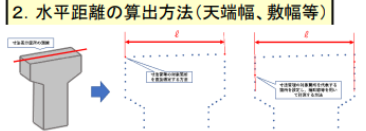


PC上で帳票作成(半自動作成)

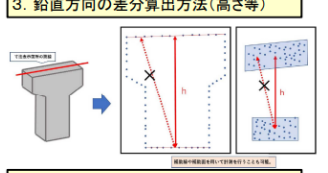
1. 基準高・計画高の算定方法



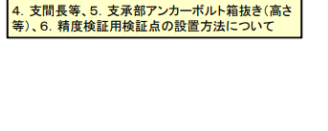
2. 水平距離の算出方法(天端幅、敷幅等)



3. 鉛直方向の差分算出方法(高さ等)



4. 支間長等、5. 支承部アンカーボルト箱抜き(高さ等)、6. 精度検証用検証点の設置方法について



管理対象箇所の全ての箇所で3次元座標値を取得し、出来形計測結果を算出



点群処理ソフトウェアを使用

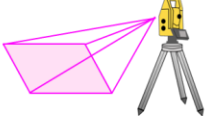
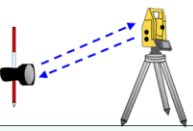
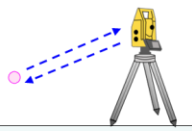
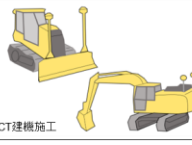
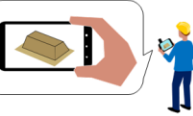
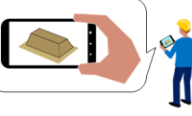
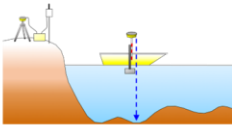
対象工種において、①②を実施し、3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理等で作成したデータを納品した場合に、補正係数等の費用計上対象となります。

補正係数の費用計上できない出来形管理手法(断面管理) (参考資料)

- 出来形計測を行う管理断面と出来形計測対象点の指定を行い、3次元計測技術及び検尺テープ等により出来形計測を行い、出来形管理基準及び規格値を満足するかの判定を一定の間隔毎の断面で計測等を行う管理手法 (断面管理) ③

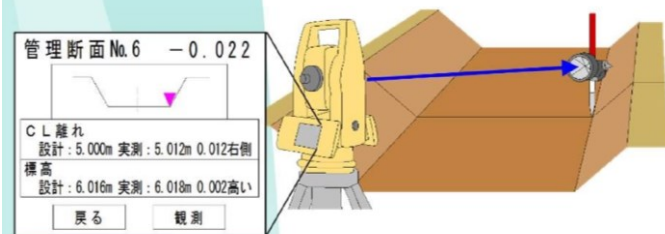
① 出来形計測

下記3次元計測技術や検尺テープ等を用いて管理断面における出来形管理基準及び規格値に記載されている測定項目の計測を実施

空中写真測量 (UAV)	地上型レーザースキャナー (TLS)	無人航空機搭載型レーザースキャナー (UAVレーザー)	地上移動体搭載型レーザースキャナー (MLS)
			
TS等光波方式	TSノンプリズム方式 (NTS)	RTK-GNSS	施工履歴データ
			
地上写真測量	モバイル端末を用いた3次元計測技術	音響測深機器	
			

【出来形計測イメージ】

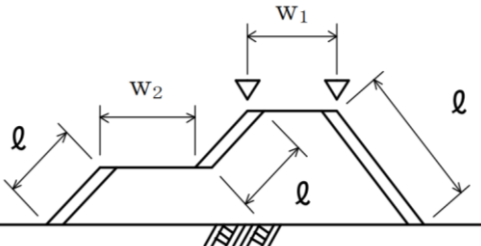
3次元計測技術技術を活用して単点のデータを取得



② 出来形管理基準及び規格

路体盛土工の例

測定項目	規格値
基準高▽	±50
法長ℓ	ℓ < 5m -100 ℓ ≥ 5m 法長-2%
幅 w ₁ , w ₂	-100



測定項目毎(基準高、法長、幅)に計測し規格値を満足しているか確認する。

③ 出来形の良否を断面的に判定

